

【背景と必要性】

都内には、地震発生時に大規模火災が想定される木密地域が広範に分布している。

このため、都では、「防災都市づくり推進計画」を策定し、整備地域（地域危険度が高くかつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど震災時の大きな被害が想定される地域）等を定め、延焼遮断帯となる道路の整備や建物の不燃化・耐震化を促進してきた。

しかし、整備地域（約 7,000ha）における不燃領域率は 56%（平成 18 年度）、都市計画道路の整備率は概ね 5 割（平成 22 年度）に留まっている。さらに、住民の高齢化や権利関係の複雑さなどから、木密地域の改善が進みにくい状況にある。

こうした状況の中、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木密地域の改善を一段と加速する必要があることから、都は、木密地域不燃化 10 年プロジェクトに取り組むこととした。

【基本的な考え方】

整備地域を対象とした、平成 32 年度までの 10 年間の重点的・集中的な取組により、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにする。

(1)市街地の不燃化により延焼による焼失ゼロ（不燃領域率 70%）を実現

(2)延焼遮断帯となる主要な都市計画道路を 100%整備

このため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の大幅な拡大や、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対し特別の支援を行う新たな制度（不燃化特区）を構築・推進するなど、区と連携して市街地の不燃化を促進する。

また、路線を指定して、関係権利者の生活再建等のための特別の支援を行う新たな制度（特定整備路線）を構築することで、都施行の都市計画道路の整備を加速し、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備を推進する。

さらに、そこに住む住民に震災の怖さや自助・共助の重要性を伝え、危機意識の共有化を促し、地域が一体となって防災まちづくりに取り組む気運を高めていく。

【具体的な施策】

- ・不燃化特区制度の創設
地区を指定し都と区が連携して不燃化を強力に推進、期間・地域を限定し特別の支援を実施
- ・不燃化特区制度の先行実施
より有効に機能する制度の構築、先例を示し他地区の不燃化を促進
- ・特定整備路線の整備
延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路を指定、生活再建等のための特別の支援を実施
- ・木密地域の住民への働きかけ
防災の専門家による講演会、地域密着型集会の実施など